令和２年第３回定例会会議録　１日目

◇ 招集年月日　　令和２年９月９日

◇ 招 集 場 所　　松 野 町 議 場

◇ 招 集 議 員　　７名（応招　７名・不応招　０名）

◇ 出 席 議 員

議席番号	氏　　名	応不	出欠	議席番号	氏　　名	応不	出欠
1	赤　松　紀　幸	応	出	5	近　藤　由美子	応	出
2	村　尾　重　利	〃	〃	6	森　岡　健　治	〃	〃
3	山　下　智　恵	〃	〃	7	加　藤　康　幸	〃	〃
4	関　本　　豊	〃	〃				

正・副議長	氏　　名
議　　長	赤　松　紀　幸
副　議　長	村　尾　重　利

事務局職員	氏　　名
事務局長	森　本　秀　行
書　　記	岡　崎　智恵子

◇ 開　　会

議長、令和２年第３回定例会第１日目を宣告　（９：３０）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

議席番号	氏　　名
６　番	森　岡　健　治
７　番	加　藤　康　幸

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
町　　長	坂　本　　浩	会計管理者兼出納室長	大　谷　吉　廣
副　町　長	中　井　慶　仁	建設環境課長	谷　口　健　二
教　育　長	三　好　秀　二	町　民　課　長	久保田　　忠
総　務　課　長	八十島　温　夫	保健福祉課長	上　本　恵　子
防災安全課長	中　井　和　彦	教　育　課　長	井　上　　靖
ふるさと創生課長	友　岡　　純	代表監査委員	榎　本　孝　幸
農林振興課長	小　西　　亨		

議　　長	ただいまから、令和２年第３回松野町議会定例会を開会します。 （９：３０）
議　　長	町長から、議会招集挨拶を受けます。
坂　本　町　長	「議長」
議　　長	「坂本町長」
坂　本　町　長	それでは定例議会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。 本日、令和２年第３回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。 ９月に入りまして、猛暑がようやく和らいで参りましたが、これに代わって台風９号、１０号が連続して九州の西海上を北上し、各地で大雨や暴風による被害が発生をしております。本町では、町民生活に深刻な影響は発生しておりませんが、桃の園地を中心に倒木などの被害が見られておりまして、県やＪＡと連携して、農家の支援を検討しているところでございます。 このように災害が日常化している昨今、防災減災対策の更なる推進と被害に遭われた方への迅速の支援が、行政に課せられた使命であると改めて感じたところであります。 さて、去る８月２８日には自民党総裁である安倍首相が体調不良を理由に退陣を表明をされました。 新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中で、最高責任者の突然の退陣表明の影響は、計り知れないものがあります。国民が納得する手法で選出された新たなリーダーのもとで、政府と地方自治体が連携して国民の不安を解消し、１日も早くコロナ禍を克服して経済を立て直し、平穏な日常が取り戻せるようにそう願っているところであります。 また、このコロナ禍によって都会のもろさ、危うさが浮き彫りになりまして、都市部に住む人が大きな不安と矛盾を感じていると思って

議　　長	おります。これによって人々の価値感が変わり、都市と地方の関係も大きく変化して、都市部から地方への人の動き、お金や物の大きな流れが起きると思ってます。その潮流をしっかりと受けとめるだけの包容力、吸収力を松野町が身につけるため、これから諸施策を打ち出していかなければならない、そう強く感じているところであります。 　コロナウイルス感染症の影響で、今年は様々なイベントの中止が余儀なくされております。 　例年、祝年を迎えられた方々お招きし、９月定例会の会期中に敬老式典を挙行しておりましたが、感染拡大防止の観点から、これもやむなく中止とさせていただきました。代りに高齢者の皆様への敬意と感謝を込めて、ユーキャットを通じてお祝いのメッセージを放映させていただきます。どうぞ健康に留意をされ、生きがいをもって明るく楽しく、長寿を楽しんでいただきますようお祈りをいたします。 　さて、町内における６月定例会以降の主な諸行事などにつきましては、別紙の町政報告書にまとめておりますのでお目通しをお願いします。 　なお、今期定例会に御提案申し上げます案件は、報告２件、条例制定１件、改正４件、一般会計補正予算、２つの特別会計補正予算そして令和元年度松野町一般会計及び６つの特別会計の歳入歳出決算の認定であります。 　議案の詳細につきましては後ほどそれぞれ御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。 　どうぞよろしくお願いいたします。 　次に、今期定例会に関する諸報告をします。 　まず、今期定例会に提出される案件を報告します。 　今回提出される案件は、１７件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いします。

議　　長	続いて本日の議事日程を報告します。 本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。 御承知をお願いします。 次に、地方自治法第１２１条第１項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。 御承知をお願いします。 次に、監査報告でありますが、監査委員から、令和２年５月、６月、７月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。 続いて、議会閉会中の主要行事、事務等について事務局長に報告をさせます。
森本事務局長	「議長」
議　　長	「森本事務局長」
森本事務局長	議会閉会中におけます議会の主要行事、事務等について報告します。 ７月２日、第２回臨時会、８月３日、第３回臨時会、８月３１日、第４回臨時会がそれぞれ開催されました。８月３１日宇和島地区広域事務組合議会定例会が宇和島市で開催され議長が出席しました。 その他の行事等につきましては、配布しております一覧表のとおりでありますので、御確認をお願いします。 以上であります。
議　　長	これから、本日の会議を開きます。　（９：３７）
議　　長	日程第１　「会議録署名議員の指名」を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、６番森岡健治議員、７番加藤康幸議員を指名します。
議　　長	日程第２　「会期決定の件」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日から９月２４日までの１６日間にしたいと

	思います。 　御異議ありませんか。 　（異議なしの声） 　異議なしと認めます。 　したがって、本定例会の会期は、本日から９月２４日までの１６日間に決定しました。 　日程第３　これより一般質問を行います。 　通告１番、森岡健治議員の質問を許します。 　「議長６番」 　「６番、森岡健治議員」 　中央診療所の運営について、質問させていただきます。 　今日、高齢化が進み人口減が加速している松野町ですが、高齢者の皆様が少しでも元気で長生きし、いろんな面で活躍していただきたいと思っております。 　さて、中央診療所は、私、議員になりまして、その決算内容ずっと見ておりますが、過去８年間患者さんの数も減り、収入も悪化していますが、この松野町にはなくてはならない一次医療を担っている重要な場所です。地域住民にどのような医療体制が必要なのか、今一度、改めて考える時期ではないでしょうか。 　今回の新型コロナウイルスでも、患者数の減少や収入の悪化に拍車をかけているのではと危惧しておるところでございます。 　また、９月１日から新しく羽生田医師が就任されていただき、心強く思っております。今後、羽生田医師を中心とした地域医療の目指す先をお伺いいたします。 　どうぞよろしくお願いいたします。 　「議長」 　「坂本町長」 　それでは、森岡議員の御質問にお答えをいたします。 　中央診療所の運営につきましては御指摘のとおり、受診者数の減少
議　　長	
議　　長	
６　番　森　岡	
議　　長	
６　番　森　岡	
坂　本　町　長	
議　　長	
坂　本　町　長	

	によって収支が悪化しておりまして、大変厳しい状況が続いております。 　このため、経費削減や利用促進の様々な改革努力を重ね、その成果もありまして、平成３１年度には改善の兆しが見えておりましたが、診療所では対応が困難な多重疾患等の高齢者の患者さんが増加したことに加えまして、先ほど御指摘がありましたように新型コロナウイルス感染症の影響で診療を制限していたこともありまして、本年は更に収支の不均衡が拡大をしております。経営健全化のためには、１人でも多くの町民の皆様に安心して利用していただく、このことが１番重要だと思っております。 　国の地域医療構想では、急性期から回復期、慢性期まで患者の状態に見合った適切な医療サービスが受けられる体制を構築するため、医療機関ごとに機能分担が示され、その中で診療所はかかりつけ医としての役割を担うこととされております。 　かかりつけ医とは、患者の心身の状態、病歴、生活習慣などを踏まえた診療を継続的に行いまして、健康に関することを何でも相談でき、必要な時には、専門医療機関を紹介するなど医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する身近で頼りになる医師とされておりますが、私は中央診療所は、十分にその使命と責任を果たすことができると考えております。 　このため、かかりつけ医の重要性、診療所の取り組みを機会あるごとに、町民の皆様に御説明をいたしまして理解をいただき、利用促進と経営健全化につなげていきたいと思っております。 　また、地域医療の堅持のためには、もちろん収支の安定も必要でありますけれども、医療現場の安全を確保することも極めて重要な要素であります。 　今年１月からのコロナ禍において現場での対応が逼迫する中で、感染リスクを可能な限り低く抑えつつ診療所が機能するように、電話再診の実施や患者さんと御家族のオンライン面会の施工など、様々な感

	染回避対策を行って参りました。今後も、患者さんの命と健康を守ることが何よりも重要であると考え、安全と安心を確保する取り組みを継続しつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等も活用して、医療環境の整備、施設設備の充実に努めて参りたいと思います。 　さて、所長の宮本先生が、今年度末で退職されることとなり、その後任に副所長として羽生田先生をお迎えし、引き継ぎを兼ねて今月から勤務をいただいております。宮本先生には後、半年引き続いて御指導賜りますようにお願いをしているところであります。 　また、羽生田先生の赴任によって一般内科から軽度のけがなどに対応できる小外科まで、幅広く一次医療に対応できる体制が強化されました。羽生田先生には、これまで培ったスキルと経験を生かして、町民の健康寿命の増進と地域医療の充実に御尽力いただくものと確信し、期待しております。更に、今年の秋冬はコロナ禍に加え、インフルエンザの感染症のリスクも高まることから、想定外の事態が生じる恐れもありますが、来年３月まで期間限定とはいえ、医師３人体制を構築でき万全の体制で臨むことができたことは、大変心強く思っております。 　松野町が目指す地域医療の姿は、町民一人一人に寄り添った小回りの利くサービスの提供と、社会福祉協議会など関係機関との強固な連携を強みとした切れ目のない支援、すなわち地域包括ケア体制を深化させていくことであります。そのためには、医療の核として診療所が存在し機能していかなければなりません。診療所は、収支の不均衡や看護師の不足、施設の老朽化など多くの課題を抱えておりますけれども、町内で唯一の有床診療所を、町民の皆様の御理解をいただいて守り続けること、中央診療所を中心にこれからも医療、保健、福祉、介護の連携をより強化していくこと、これが診療所設置者である町長に課せられた使命だと思っております。 　健康や生活に関することを何でも相談でき、身近で頼りになるかか

	りつけの医療機関として、多くの町民の皆さんに御利用いただけるよう努めて参る所存でありますので、今後とも御指導、御協力いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。
６　番　森　岡 議　　長 ６　番　森　岡	「議長６番」 「６番、森岡健治議員」 答弁ありがとうございます。 今ほど、町長の答弁の中で、スピーディに医療機関の取り組みを行っていくと発言されました。 診療所でかかりつけ医としての役割を持つが、住民理解が更に必要ということであります。かかりつけ医としての理解を高めるために、具体的にスピーディな取り組みが必要であります。どのような具体策が考えられているのか、その辺、お示しをもう一度答弁をしていただきたいと思います。 もう１点が、高齢化の進む中において例えば、高度な医療が終わって、今後は自分の家で先生に見守ってもらいながら、穏やかな過ごしをしたいといった思い、多くの町民の方が持っておられるように思います。それも診療所の大きな役割だと思っております。羽生田先生も来られ、そういった地域医療を提供していく体制は、充実できるのではないかと期待しております。 そこで、先ほども発言されましたが、オンラインシステム、このことによって、傷病者や現場の状況を医師や看護師に情報として送る、早く病院が把握できる可能性が高まります。一層の緊急医療体制の充実を図られたい。救命率の向上にも寄与するのではないかと思っております。 財政上、町として大変なのはわかりますが、人の生命財産を守る上では、どうしても地域医療、構築に向けた設備、整備、看護師等人材育成、確保など、地域医療体制の充実を進めることが、どうしても大事な機関だと思っております。ひとつその辺について、これも町民の人口が１０年間ほどしたら、２千台になるんじゃなかろうかと危惧し

	ておりますが、少しでも長く生活をしていただきたい思いで、中央診療所の取り組みをもう少し強固なものにしていただきたいと思いまして、質問をさせていただきます。
坂　本　町　長	「議長」
議　　長	「坂本町長」
坂　本　町　長	森岡議員の再質問、ありがとうございます。 まずかかりつけ医としての、これは診療所側にもそれから受診される方にも双方にも、大変大きなメリットがあるわけでございますけれども、それをいろいろな機会で周知をしていきたいと思っております。 今年はですね、ちょっと老人クラブの各クラブの総会が軒並み中止となりましたのでその機会を逸したわけでございますけれども、昨年までは、老人クラブの集まり等々あるいは住民座談会等々で、そのかかりつけ医としての重要性を町民の皆様に直接訴えさせていただきました。 もちろん町民の皆さんに、中央診療所を利用していただくことは収支の改善に直接的につながりますけれども、受診者の方は、日ごろからこう自分の体調を診療所が把握することによって、ちょっと具合が悪くなった時でも、その原因でありますとか治療法がすぐ判明できますし、また、これは診療所では手に負えないということであれば、すぐに市立病院等の高度な医療機関のほうにお回しすることができると、そういったメリットは計り知れないものがあると思っております。それを１人１人丁寧に町民の皆様にお伝えをして、診療所の利用促進につなげていきたいというふうに思っております。 もう１点、医療現場へのいわゆるＩＣＴの導入ですけれども、今回のコロナ禍によって、正にその情報通信技術の医療現場での貢献度といいますか、役立ちというのがあらわになったというふうに思っております。 これからの５Ｇ、新しい通信技術も導入をされます。松野町の場合

	はもう少し時間がかかるかもしれませんが、そういった大容量、超高速あるいは遅延がないといったメリットを生かしてですね、訪問看護等の際には、診療所にいらっしゃる先生とそれから現場にいる看護師等が、そういったタブレット等を通じて、的確に迅速に治療方針を共有できるというようなことは、もうこれは大きなメリットだというふうに思っております。 これからどんどん技術は進んで参りますが、なかなか松野町のような、高齢化が進んだところでは、お年寄り同士がそういった通信技術を使いこなすということは難しいかもしれませんけれども、より簡単な扱いやすい方法で普及をしていく、そしてまた医療現場のほうではスタッフ等々そういった技術を確実に習得をしていただくように、研修の機会等も設けながら、この新しい医療というものに診療所も乗り遅れないように取り組んでいきたいというふうに思っております。 またこれいろいろな新しい技術、御紹介いただきたいと思いますので、そういう情報がありましたら、議員の皆様からも町のほうに提案をしていただけたらありがたいというふうに思っております。 以上です。
６　番　森　岡 議　　長 ６　番　森　岡	「議長６番」 「６番、森岡健治議員」 町長、是非ともですね、かかりつけ医、今後も丁寧な取り組みをお願いしたい。またかかりつけ医を持つことで、町民にとってスムーズで安心ある医療につながることを私自身も実感しておりますので、できる限り町民の方に丁寧にお伝え願ったらと思っております。 また羽生田先生を中心としながら、ほかの看護師や地域ケアマネージャー、介護スタッフ、また地域包括支援センターなどともしっかり連携しながら、チームとして支援してほしいと思います。 それが住民の安心につながると思いますので。 今ほど、町長言われました５Ｇを使ったオンラインシステムとか、これはですね、ちょっと私から見るには、もう１０年それ以上かかる

	可能性のほうが、いわゆる何でかっていう、この辺地地域では、なかなか困難な状態が目に浮かぶわけです。実際５００メーターほどしか飛ばないんですよ。５Ｇは。ですから大容量なんで、なかなかそれが医療体制につなげるか郡部の隅々までつなげるかっていうと、かなり年数かかって、私もいない時代にできるんじゃないかなと思ったりもするんですけれども、今の町のインフラをもう少し見直して、そういう医療体制につなげる取り組みも考えてみられたらいいかな、とは私も、私自身今思っておるとこでございます。 今後、人の生命を守る上で、何とかできる限りの努力はしていただきたいと思います。 以上で質問を終わります。
坂　本　町　長	「議長」
議　　長	「坂本町長」
坂　本　町　長	はい。今ほどの御指摘なんですけれども、正しく私も同感でございます。かかりつけ医のメリットといいますか、導入の重要性、これをこれからも丁寧に町民の皆様にお伝えをしていきたいと思っておりますし、また町内のインフラ、これ医療だけではなくて、教育あるいは経済、あらゆる面で必要となって参りますが、今あります鬼北町と共同構築しております光ファイバーのネットワーク、これをですね、十分に活用できるように、これから維持するのにお金はかかりますけれども、貴重な財産だと思っておりますので、まずこれの活用、防災面でも必要だと思っております。それに努めて参りたいと思いますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	以上で、森岡健治議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。
議　　長	日程第４　報告第７号「松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。 町長に報告を求めます。
坂　本　町　長	「議長」

議　　長 坂　本　町　長	「坂本町長」 それでは報告第７号「松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」提案理由の説明を申し上げます。 本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づくものでありまして、同法第３条の規定により、健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を、また同法第２２条の規定により資金不足比率を、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。 令和元年度決算における本町の健全化判断比率は、まず実質赤字比率では、一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る実質収支額の合計額が対象となりますけれども、黒字であることから比率の算定はなく、また連結実質赤字比率につきましても、本町の全ての会計に係る実質収支額の合計額が黒字であることから、比率の算定はされておりません。 次に、町の経常的な年間収入のうち、借入金の返済やこれに準ずる返済に充てている割合を示す実質公債費比率は、４．８％で、平成３０年度４．３％と比較いたしますと、０．５ポイント悪化した結果となりました。この悪化の原因は、近年、中学校建設事業をはじめ、宇和島地区広域事務組合における熱回収施設建設事業等の大型事業のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略等地方創生に対応した各種事業の実施を伴う財源として、多額の地方債を発行しておりまして、起債の償還金が前年度比２千２３１万２千円、６．０％増となったことなどが影響をしております。なお数値は悪化しておりますが、この数値は、早期健全化基準であります２５％以下となっておりまして、また県内２０市町のうち、上位から５番目となっております。 次に、町の借入金や将来支払っていく可能性のある負担金等の残高が、町の経常的な年間収入の何年分に相当するのかを示します将来負担比率は１１．１％となっており、平成３０年度の８．０％と比較いたしますと、３．１ポイント悪化しております。この主な原因は、平

	成２４年度以降の大型建設事業をはじめ、近年では公共施設長寿命化対策事業等の財源として、多額の地方債を発行したことにより、地方債残高が増高したことなどによるものです。なおこの数値は、早期健全化基準であります３５０％以下でありまして、また、県内２０市町のうち上位から８番目となっております。 最後に公営企業会計である簡易水道特別会計が対象となる資金不足比率は、実質収支額が黒字であり資金不足がないため比率の算定はされておりません。 令和元年度決算では、いずれの指標も早期健全化基準内ではありますけれども、今後においては、これまで以上に事業の緊急性等を考慮し、普通建設事業を厳選するなど、引き続き行財政改革を徹底し理事者並びに職員が一丸となって財政の健全化に努める所存であります。 今後とも引き続き御指導賜りますようお願い申し上げまして、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。
議　　長	これから、本報告に対する質疑を行います。 （質疑　～　なし）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で、報告第７号の報告を終わります。
議　　長	日程第５　報告第８号「松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について」を議題とします。 教育長に報告を求めます。
三　好　教　育　長	「議長」
議　　長	「三好教育長」
三　好　教　育　長	報告第８号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」説明をいたします。 報告書の１ページをご覧ください。 この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条に基づき実施するものです。 まず教育委員会事務局が、事務の管理及び執行の状況について自己

	評価を実施し、その評価結果について外部の評価委員会が点検評価を行い、報告書としてまとめていただきました。 評価委員には眞田容子氏、毛利恭子氏、長谷信昭氏、竹葉誠氏の４名に当たっていただき、７月１５日を皮切りに計３回の委員会を開催いたしました。 ２ページをご覧ください。 評価対象の事務を左端に業務名として７つに分けました。それぞれについて、教育委員会事務局が自己評価した結果を中央に文章で表現しています。 右端が第三者である評価委員会が点検評価した結果です。評価基準は、１ページの２に示しています４段階としました。 御意見をいただいた内容については文章で表記をしています。詳細については、後ほどお目通し願います。 再度１ページをご覧ください。 最下段に評価の総括をしていただきました。３行目から読み上げます。 改訂した松野町教育振興に関する大綱に基づき着実に事業が推進されています。特に、様々な教育活動において、まちの課題解決に向けた取り組みが実践され、成果が上がっており評価できます。 以上でございます。 最後に、４名の評価委員の皆さんに心からお礼を申し上げますとともに、御指摘いただいた事項や貴重な御意見等を積極的に今後の教育行政に反映させていくことをお誓い申し上げ、報告といたします。
議　　長	これから、本報告に対する質疑を行います。 （質疑　～　なし）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で、報告第８号の報告を終わります。
議　　長	日程第６　議案第４６号「松野町議会議員及び松野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題としま

	す。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂　本　町　長	「議長」
議　　長	「坂本町長」
坂　本　町　長	それでは、議案第４６号「松野町議会議員及び松野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」提案理由を御説明申し上げます。 本案は、町村選挙における立候補者に係る環境改善を図ることを目的に、公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、選挙公営の対象が拡大されるため、公費負担に関し必要な事項を定めるものであります。 主な内容といたしましては、これまで候補者の負担でありました選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスターの作成経費について、公費負担の上限額の範囲内において選挙公営の対象となり、実費分が交付されるものであります。また新たに町村議会選挙においては、供託金制度が設けられることになりました。 なお本条例は令和２年１２月１２日以降の選挙執行から適用となります。 よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。
議　　長	これから、本案に対する質疑を行います。 （質疑　～　なし）
議　　長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第４６号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議　　長	異議なしと認めます。

	したがって、議案第４６号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論　～　なし）
議　　長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論　～　なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、議案第４６号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立　～　全員）
議　　長	起立全員です。 したがって、議案第４６号「松野町議会議員及び松野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議　　長	日程第７　議案第４７号「松野町手数料徴収条例の一部改正について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂　本　町　長	「議長」
議　　長	「坂本町長」
坂　本　町　長	それでは議案第４７号「松野町手数料徴収条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。 本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行によりまして、通知カードが廃止されることに伴い、通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要綱の一部の改正が行われたものです。 このことから、本条例の関連する規定について改正するものであります。

	よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議　　長	これから、本案に対する質疑を行います。
	（質疑　～　なし）
議　　長	質疑なしと認めます。
	お諮りします。
	ただいま議題となっております議案第４７号は、即決したいと思います。
	御異議ありませんか。
	（異議なしの声）
議　　長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第４７号は即決することに決定しました。
	続いて、本案に対する討論を行います。
	まず、原案に反対者の発言を許します。
	（反対討論　～　なし）
議　　長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
	（賛成討論　～　なし）
議　　長	討論なしと認めます。
	これから、議案第４７号を採決します。
	本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
	（起立　～　全員）
議　　長	起立全員です。
	したがって、議案第４７号「松野町手数料徴収条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議　　長	日程第８　議案第４８号「松野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、
議　　長	日程第９　議案第４９号「松野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」並びに
議　　長	日程第１０　議案第５０号「松野町放課後児童健全育成事業の設備

	及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の３議案を一括議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂　本　町　長	「議長」
議　　長	「坂本町長」
坂　本　町　長	それでは議案第４８号「松野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第４９号「松野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」並びに、議案第５０号「松野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、関連がありますので一括して提案理由を御説明申し上げます。 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年１０月１日に施行されました。あわせて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が定められました。 以後町では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業において、この内閣府令の施行の日から起算して１年を超えない期間内においては、国の新運営基準に基づき、規則等を整備して保育園等の運営を行って参りましたが、今般、国の新運営基準等の全てが示されたことから、当該基準等に則して、関連する条例の一部を改正するものであります。 よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議　　長	これから、各案に対する質疑を行います。 （質疑　～　なし）
議　　長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第４８号、議案第４９号並びに

	議案第５０号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議　　長	異議なしと認めます。 したがって、議案第４８号、議案第４９号並びに議案第５０号は、即決することに決定しました。 続いて、討論、採決を行います。 この討論、採決は、議案ごとに行います。 最初に、議案第４８号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論　～　なし）
議　　長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論　～　なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、議案第４８号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立　～　全員）
議　　長	起立全員です。 したがって、議案第４８号「松野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第４９号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論　～　なし）
議　　長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論　～　なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、議案第４９号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

	（起立　～　全員）
議　　長	起立全員です。 したがって、議案第４９号「松野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第５０号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論　～　なし）
議　　長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論　～　なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、議案第５０号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立　～　全員）
議　　長	起立全員です。 したがって、議案第５０号「松野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議　　長	日程第１１　議案第５１号「令和２年度松野町一般会計補正予算（第４号）」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂　本　町　長	「議長」
議　　長	「坂本町長」
坂　本　町　長	それでは議案第５１号「令和２年度松野町一般会計補正予算（第４号）」について、提案理由の説明を申し上げます。 今回提案いたします補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策をはじめ、感染拡大の影響を受けている地域経済活動の回復及び町内での消費喚起施策等に要する経費の追加ほか、職員の人事異動等に伴う人件費の調整等、急を要する諸事業の補正を中心に編成をして

	おります。 　歳入歳出予算の補正額は、２億２０３万７千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ４３億１千６４１万３千円にしようとするものであります。 　それでは、歳出補正予算の主なものを御説明申し上げます。 　まず、人件費につきましては、人事異動及び職員の状況変更による手当の調整により、合計で７６万４千円を追加しております。 　２款総務費の一般管理費では、購入から２３年が経過し、老朽化しているマイクロバスの更新費用として、諸経費等あわせて合計で８８０万８千円を追加するほか、新型コロナウイルス感染症対策として、庁舎ほか町内１８施設に、ＡＩによる体温計測システム２２台分の導入経費として、合計で７１１万９千円を追加し、庁舎ほか７施設には、ウイルス除去の効果が期待できるオゾン脱臭機４６台分の経費として、合計で９７１万９千円を追加しております。また、庁舎内の換気対策として、空気清浄機１０台分の購入経費１９８万円を追加し、更にテレワークの推進を図ることを目的に、インターネット回線をとおして例規の閲覧を可能とするための、例規関連資料電子化委託料１７６万円を計上をしております。 　財産管理費には、新型コロナウイルス等の感染拡大防止を目的に、新しい生活様式に対応し、人と人との接触機会を抑制するため、電子入札制度の導入経費として、委託料等、合計で３１０万円を追加するほか、現在、直接若しくは郵送で受付を行っている、入札参加資格審査申請について、インターネット上、オンラインでも対応を可能とするための電子化事業委託料１９８万円を追加をしております。 　電算管理費には、行政機能を低下させないため、感染拡大防止対策等に応じた業務の継続や分散業務等、多様で柔軟な動き方を推進することを目的に、テレワークやＷｅｂ会議を行うための環境整備やパソコン等の端末購入に要する経費として、合計で１千８０９万５千円を計上し、更に、財務会計等の基幹系システムのベンダー及びシステム

	変更に伴う既存システムからのデータ抽出費用として、内部事務システム移行データ作成委託料３３０万円を追加しております。 　次に戸籍住民基本台帳費には、デジタル手続法の一部改正により、国外転出後もマイナンバーカード等の利用を可能にするため、既存の住民基本台帳システム等の改造委託料７０１万８千円を計上をしております。 　３款民生費の障害者福祉費では、前年度の国庫負担金の精算に伴う予算措置として、償還金利子及び割引料に、返還金１５８万円を追加しております。 　４款衛生費の保健衛生費では、感染症予防及び感染拡大防止対策として、医療用非接触放射体温計をはじめ、消毒液、マスク等の医薬材料費等、感染症対策に要する物品の購入費用として合計で２６２万７千円を追加するほか、町保健師による、町内各施設や団体等への感染症拡大防止啓発事業の実施に要する経費５３万２千円、インターネット等を通じたＳＮＳによる相談事業に要する経費１１万７千円を計上し、更に中央診療所での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等に係る費用として繰出金２千１３２万６千円を追加し、保健センター費には、施設内の換気対策として、空気清浄機９台分の購入経費１７９万３千円を計上しております。 　次に６款農林水産業費では、担い手育成対策費に、農林公社において、キウイの花粉精製業務等、新たな特産作目の開発や作業効率の向上、品質管理の徹底を図ることで、経営安定化につなげることを目的に、職員の３密対策を実施し、新しい生活様式に対応した作業場を新設するための事業費、合計で２千９０万３千円を追加しております。 　鳥獣被害対策費には、新型コロナウイルス感染症の影響による取引店舗の減少等に伴い、売上に支障が出ている、獣肉処理加工施設「森の息吹」について、更なる作業の効率化や製品品質の向上による、販路拡大及び経営回復を図るため、金属検出器等の食肉加工用備品購入費１７５万８千円を計上しております。

	林業振興費には、感染症の影響による間伐材受入れの減少や加工した薪の出荷の減少が続く中、まきステーション自らが間伐作業等を行うことで、間伐材を確保するとともに、請負による間伐で対価を得ることにより経営安定化を図るため、林業用運搬車ほか、林業用機械器具購入費４７１万３千円を追加し、また宇和島市、鬼北町、南予森林組合と連携し、林業振興を図っていくための広域的な組織として、昨年１２月に発足をいたしました「森林管理推進センター」の新事務所建築に係る、本町分の負担金１千１８４万２千円を計上しております。 ７款商工費の商工振興費には、５月の第１回臨時会においても議決をいただいた、新型コロナウイルス感染症の影響による町内商工業者対策として、町内商店等での一定額利用の購入者に対し、抽選券を配布し、抽選で町内限定の商品券や町内商品が当たる、消費喚起キャンペーンと同様のキャンペーンを年末にも実施するため、事業主体であります商工会に対する補助金３００万円を追加しているほか、売上減少や事業縮小等を余儀なくされた町内中小企業者に対する、デリバリーやテイクアウトの導入をはじめ、施設の清掃・消毒等、衛生環境の整備に要する経費を補助する、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等環境支援補助金が不足すると見込まれることから、１８２万２千円を追加計上をしております。 更に、商工業対策として、町内での消費喚起を誘導し、経済の循環や地域活性化を図ることを目的として、町内店舗や事業所等で利用できる「森の国松野町地域応援商品券」町民１人当たり１万円分と、オリジナルのエコバックを配布する事業費、合わせて４千４２０万５千円を計上しておりまして、更に町内観光・宿泊事業者対策として、宿泊施設の宿泊料や体験メニューの利用に対して、１万円を上限とした、観光宿泊事業者応援事業費補助金のほか、関連する事務費合計で、１千８６万７千円を追加しております。 観光費には、新型コロナウイルスからの経済回復を見据えて、愛媛

	県が提唱する自転車新文化の推進や、関係人口及び交流人口の拡大を目指すため、道の駅虹の森公園に、スポーツ電動アシスト自転車、イーバイク１５台分の購入費６２２万５千円を計上し、また、経年劣化等による、滑床養魚場舗装修繕工事及び滑床渓谷内の園地木橋の修繕工事、合計で１２５万４千円を追加しております。 　１０款教育費では、小学校管理費に町産材の桧の活用を図り、木の優しさや温もりを知って感じてもらうとともに、教育環境の向上を図ることを目的に、西小学校児童の机・椅子の木質化を行うための事業費、合計で４８２万４千円を追加するほか、小学校教育振興費には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期した修学旅行に係るキャンセル料について、保護者の負担軽減を図るための経費６万４千円を計上をしております。また、町内の方からいただいた教育振興に対する寄附金を活用し、各小・中学校の要望に基づきました備品整備、これに２１万円を追加しております。 　更に、不器男記念館費には、現在、俳句文学を切り口として、まちづくりや地域づくり等の各種事業を展開し、多方面で活躍をしております地域おこし協力隊員に対して、来年３月に卒業となりますので、町内に定住し、企業するための準備補助金１００万円を計上し、学校給食費には、新型コロナウイルス感染拡大防止により、臨時休業となりました学校給食の基本物資委託加工業者に対する、学校臨時休業対策費負担金１０万９千円を追加しております。 　一方、保育体育総務費では、新型コロナウイルス感染拡大防止により、延期となりました東京オリンピック２０２０に関連する経費の内、不要となったオリンピック聖火リレー警備委託料２４万２千円、オリンピックホストタウン推進実行委員会補助金３００万円をそれぞれ減額しております。 　これらの歳出予算に対応いたします歳入予算としましては、１４款国庫支出金１億７千２０７万１千円を追加するほか、１７款寄附金２０万円、１８款繰入金では、ふるさと応援基金繰入金４８２万４千円、

	森林環境譲与税基金繰入金１千１８４万２千円を追加し、２１款町債では、発行可能額の確定により臨時財政対策債２６３万１千円を、最終の財源調整として１９款繰越金１千４６万９千円を追加しております。 　以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いいたします。
議　　長	これから、本案に対する質疑を行います。
６　番　森　岡	「議長６番」
議　　長	「６番、森岡健治議員」
６　番　森　岡	７款１項２目商工振興費、森の国松野地域応援商品券配付事業補助金のことについて伺います。 　ここでですね、町内消費の回復を図るものとして１人頭１万円、商品券で５００円が２０枚配布されるとなっております。そのうち３千円分については、飲食店のみの利用限定とすると、先日説明がありました。 　ここで、この中身なんですが、飲食店ってなってるんですけれども、ここに例えば、弁当、テイクアウト、食材等が該当するのか。それと、町内に該当店舗数は幾らあるのか、まずその点をお伺いしたいと思います。
友岡ふるさと創生課長	「議長」
議　　長	「友岡課長」
友岡ふるさと創生課長	はい。それでは、森岡議員の御質問にお答えしたいと思います。 　今ほど御指摘、御質問のありました地域応援商品券ですが、御意見の中でも触れられたとおり、１万円のうち３千円を飲食店、対象にするというふうなことにいたしております。これにつきましては、飲食店につきましては、もちろん店舗内での食事をする飲食店もございますし、先般からの支援事業の中で定義させていただいておりますのは、テイクアウト等の持ち帰りももちろん含んでおります。そして弁当、仕出しなどが代表的なものであると考えておりますので、そうい

	った形で、当初大きな打撃を受けたその分野の事業所について、支援をしていこうというのが、この部分の目的でございます。 　なお、先般、商工会等で事前の打ち合わせ等をした内容については、現在のところ１０店舗から１５店舗は確認をいたしておりますが、先日、消費キャンペーンの時に参加店舗が抽せん券の事業では４１店舗全部でありましたので、そのうち、１０から１５店舗はあるのではないかという事前の話をいたしております。 　なお、この予算をお認めいただきましたら、店舗募集ということで、各店舗に事業の説明と募集に回らせていただきますので、その時に、店舗の状況品物の内容等を含めまして、飲食店の登録ということをさせていただき、その店舗でお買い物する際にその券が使えるというふうなことで、登録をさせていただけたらというのが今の現段階での案であります。 　以上です。
６　番　森　岡 議　　長 ６　番　森　岡	「議長６番」 「６番、森岡健治議員」 　はい。ということは弁当、テイクアウトが該当する。で、該当店舗数が約１０から１５。 　食材は、いわゆる何でかっていうと、この３千円が利用限定となってるんで、町内３８２９人に配布されることになってますが、３千８２９万円ですね、なってますが、そのうちの３千円分ということは大ざっぱに１千２００万になるわけですが、高齢者の方、おひとり暮らしの方、全部該当するわけなんですが、果たして利用がそれだけできるのかなと。今まで商品券いうことでいろいろこうしてますが、過去の例を見ても、余り効果は出てない。松野町という、人口の中で、果たしてこの辺が、本当に利用できるのか、全員が利用できなかったら、意味がないですよね。 　例えば、高齢者が６５％のうち、半分の方がその３千円分に関しては、使わない。７千円分に関してはいろんな商工会で使える。そうな

	った時のその差額の金額は、国に返還するようになります。そこがもう少し、限定っていうよりもう少し何か、良い言葉がないもんかなと思っております。 　それと、食事代が例えば１店舗に入って、昼御飯を食べました。８００円支払う時に、２枚払うようになります。渡すようになりますね。すると、その２００円の差額これはどこがなるんですか。そのお店がふだん８００円なのが、１千円分の売り上げになるんやろか。 　その辺ちょっとお伺いしたいと思います。
友岡ふるさと創生課長	「議長」
議　　長	「友岡課長」
友岡ふるさと創生課長	はい。まず１点目の今後の利用が促進されるか、使うことができるかということですが、先ほど申し上げました飲食店の代表的な定義を申し上げさせていただいたんですが、表現といたしましては、飲食店のみの利用限定という書き方を考えてはいたんですけれども、正確には飲食店登録店舗として登録された店舗で使用できるということで、あらかじめここで使える使えないという店舗を決めて、分りやすく表示するというふうなものを考えております。 　登録の際には、事業内容、販売品目いろいろあると思うんですが、当然飲食店、直接の店舗は分りやすいわけですけれども、店の中で、お総菜を売っている場合、そしてその割合がお惣菜メインであったり、どちらかというと半々の販売であったりとか、店舗に応じて実情があると思いますので、その点は、登録の際に、この飲食店登録として適当であるという店を登録することになると思います。 　概要で申し上げますと、ある程度の飲食店登録という要素があれば、店舗は登録いたしまして、そして日常の使用に際しでは一品一品品目を限定すると、そういった使い方ではなくて、幅広く使用できるように使いやすい事業で組み立てたら、いうことで検討をしているところであります。 　なお、この事業につきましては、高齢者の方使い勝手が、商品券事

	業の場合いろいろとあろうかと思うんですが、１番こちらで考えた点につきましては、よくあるパターンとしては５千円分の商品券の特典があるとすれば、自費で５千円出していただいて、１万円の商品券を購入していただくという制度もあるわけでございますけれども、これは先般事業の内容は違いますが、去年国の事業でやった商品券事業の反省も踏まえまして、直接、この商品券につきましては１０月１日現在の住民の方にお送りをさせていただくということで、まず第１関門である商品券を手に入れるための障害というものは取り払わせていただいて、使いやすい制度にしようというのが１番目にございます。ですので、商品券をいただいた後に、使用をするように働きかけＰＲ行ったり、また使いやすい制度にしたりということは今度詳細なところは調整をさせていただきますけれども、だいたいの主旨といたしましては、こういった商品券事業、全国各地で今展開をされておりますけれども、こういった飲食店分を一部設定する事例も正にございますし、また別の目的を設定しているというような事例もございます。 　今回の交付金を財源に町村独自で、市町村独自で事業を実施するような裁量を与えていただいておりますので、今回は、この新型コロナウイルスの影響が特に大きかった飲食業、当初直撃した被害が直撃した業種、そしていまだそれが回復していないと思われる業種につきまして特に支援をしていこうということで、このような組み立てをさせていただいたところです。 　内容といたしましては、もう日常の消費を助ける、そしてあわせてふだん使っていない目的の使用を行っていただくという、消費のほうも誘引をしていきたいと思いますし、またそれにもとづいて、経済波及へつなげようという内容ですので、この事業の組み立てについてそういう趣旨で御理解をいただけたらと思います。 　交付金事業においては、他の事例では、飲食店のみを対象とした商品券、食事券事業などもありますし、また飲食店利用を対象としたスタンプカードなど、多岐にわたる事業が全国で展開されております

	が、今回、いろいろな事業を展開するよりも、この地域応援商品券という形で、シンプルに分りやすく、そして地域の経済に資する事業とさせていただきたいと考えておりますので、この内容を御理解いただけたらと考えております。 　以上です。
６　番　森　岡	「議長６番」
議　　長	「６番、森岡健治議員」
６　番　森　岡	はい。ちょっと聞き漏らしたとこありますんで、あれなんですが、今課長が答弁された内容からいうと、いろいろ飲食店とはいえども、いう文言がありますが、それじゃなくって、どういうんですか、飲食店というたら大体食事をする、例えば居酒屋さん、昼食をとったり夕食をとったりするそういう店舗を、飲食店と大体見なすんですが、飲み屋さんもそうですけれども。そこで、いわゆる町がその店舗にその商品、該当する店舗に通知をして、そこからうちの店舗では、これだけの食材、惣菜あたりもそうですが、該当するんで、それも含めてくださいということで、と、なると、大ざっぱに言うと弁当、テイクアウト、食材ですね、いわゆる惣菜はじめ、いわゆるお魚類もそうですよね。それらも含めて、全部該当するんじゃと町内の方が、うちはこれにその券を使えるようにしてくださいっていう申し込みがあれば、使えるんだという、理解でいいんでしょうか。 　後は、小学生中学生まで、皆、券は配られるわけなんですが、この方々が、使いやすい商品券、いわゆる３千円分に関しては、なかなか該当から外れるんですよね。そういう方は。いわゆる親、家族、親の元で生活されてる方、その辺がどう取り組まれるんかなっていう心配があるんですが、ちょっとここら辺が、もう少し例えばの例を挙げて説明していただきたいと思います。
坂　本　町　長	「議長」
議　　長	「坂本町長」
坂　本　町　長	はい。私のほうから答弁をさせていただきます。

	御指摘のようにですね、高齢者、お年寄りの方にもこの券は届くわけです。ただ、お年寄りの方がじゃあどっかの飲食店、居酒屋、喫茶店に行って食事をされるかというとその頻度はやっぱり落ちると思うんですよね。それが御指摘のとおり無駄になってしまうということでは、これは本来の目的を達成しているとは言えませんので、今確認したところによりますとですね、担当課としてはなるべくその対象、飲食店としての対象を広げていきたいと、これ商工会とも相談をしているようでございますけれども、つまり純粋な飲食だけの店ではなくて、言われましたような、いわゆるお惣菜、食材を提供している魚屋さんでありますとか移動販売の方、コンビニとかＡコープ等も広い意味では入ると思うんですけども、その辺の線引きをですね、なるべくこう広く対象となるように、これから具体的に進めていきたいというふうに思っております。 また先ほど質問の中で答弁漏れがありましたけれども、お釣りの面でもですね、例えばこのキャンペーンを機会に定価８００円の例えば定食があったらもう一品増やして、１千円にしてお釣りがないように使ってもらうように、これは店側の配慮もお願いしたいと思っておりますし、厳密に言えば９８０円のものを券２枚出されたら、もうそれはこちらとしてはもうその券の２枚が返ってくるわけでございますから把握できませんので、そういったところは性善説といいますか、そのキャンペーン用の値段を設定してもらうことで、無駄をなくしていきたいというふうに思っております。 以上です。
６　番　森　岡	「議長６番」 最後１点お願いいたします。
議　長	最後に１回のみ答弁認めます。
６　番　森　岡	大分理解できました。 先日説明があった文書の中では、あまりにも利用者数が少ない。松野町では、こういう今の現状がありますが、町民全員に配られるんで、

	やはり町民全員が使いやすい、お年寄りが使いやすい、子どもが使いやすい、この利用限定とかいう文言はやはりちょっと考えるべきではないかなと思っております。 　また商品、いわゆる先ほど言った、いわゆる食事代との差額、この辺については、やはりこの店舗の努力、それをやはりその分考えたメニュー、その辺プラスアルファを付けていただいて、その商品券２枚なら１千円でいい買い物ができるシステムを考えて、行政のほうとして、考えていただきたいと強く要請をして終わります。
議　　長	これで質疑を終わります。 　お諮りします。 　ただいま議題となっております議案第５１号は、即決したいと思います。 　御異議ありませんか。 　（異議なしの声）
議　　長	異議なしと認めます。 　したがって、議案第５１号は即決することに決定しました。 　続いて、本案に対する討論を行います。 　まず、原案に反対者の発言を許します。 　（反対討論　～　なし）
議　　長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 　（賛成討論　～　なし）
議　　長	討論なしと認めます。 　これから、議案第５１号を採決します。 　本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 　（起立　～　全員）
議　　長	起立全員です。 　したがって、議案第５１号「令和２年度松野町一般会計補正予算（第４号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議　　長	日程第１２　議案第５２号「令和２年度松野町国民健康保険中央診

	療所特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂　本　町　長	「議長」
議　　長	「坂本町長」
坂　本　町　長	それでは議案第５２号「令和２年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第１号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 今回提案いたします補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策をはじめ、新規医師の採用及び状況変更に伴う人件費の調整等の補正を中心に編成をしております。 歳入歳出予算の補正額は、２千９５４万８千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ３億２千２５４万８千円にしようとするものであります。 歳出補正予算の内訳の内、通常分の補正に係る主な内容については、１款総務費の一般管理費に、一般職に係る給料、職員手当等、合計で９６９万７千円を追加するほか、医師の採用による住居借上料や自動車借上料等の必要経費の追加及び、研究研修費との予算の組換えを行っております。また、診療所施設内の誘導灯の修繕料２６万４千円、ＬＥＤ照明器具借上料３５万１千円を追加し、２款医業費の医療用機械器具費には、耐用年数経過に伴う更新費用として、薬剤分包機購入費１１５万９千円を計上をしております。 次に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る主な補正内容は、１款総務費の一般管理費に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び収束に向けてウイルスに立ち向かっている医療従事者や職員に対する、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金１７０万円を追加するほか、発熱外来の設置や、患者及び医療関係事業者との３密対策に係る経費として、発熱外来事務事業委託料や、屋外対応用帆布テントの設置工事、受付用の難聴スピーカーや防炎フィルムカーテン等の設置等、新たな診療所医療体制を構築するための事業費、合計で

	４３５万５千円を追加しております。 　更に、インターネット上、オンラインによる診療を導入するための環境整備及びパソコン等の端末導入に要する経費として、合計で８３万７千円、感染リスクを低減させることを目的とした電話診察を行うための環境整備及び機器購入費合計で７７万６千円を追加し、２款医業費の医療用機械器具費には、訪問診療用の医療機器として、超音波画像診断装置等購入費１１３万２千円を計上しております。 　また、診療所施設の新型コロナウイルス等感染症対策としては、１款総務費の一般管理費に、ウイルス除去の効果が期待できるオゾン脱臭機購入費３７万３千円を追加し、３款施設整備費には、診療所内の換気対策を行うため、空気清浄機２０台分の購入費３９９万円を追加、更に診療所内の手洗い場について、非接触による自動水栓へ切り替えるほか、照明についても感知センサー式へ切り替えるための工事費２５０万円を計上をしております。 　これらに対応する歳入補正予算としては、１款診療収入２２万５千円を追加するほか、６款繰入金２千１３２万６千円、７款繰越金１２９万７千円、８款諸収入１７０万円、９款町債５００万円を追加しております。 　以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。
議　　長	これから、本案に対する質疑を行います。
６　番　森　岡	「議長６番」
議　　長	「６番、森岡健治議員」
６　番　森　岡	ちょっとお尋ねをいたします。 この施設整備費の中でですね、いわゆる自動水洗の手洗い機が、いうことになってますが、これ診療所、いわゆる災害時でも必要な重要な場所なんですが、停電とかなった時に自動水洗っていうのが、いわゆる使えなくなるわけですよね。 その時に、そこでちょっとお尋ねだけしときたいのですが、自家発

	電設備は、診療所、整備してありましたか。 その辺お伺いしたらと思います。
上本保健福祉課長	「議長」
議　　長	「上本課長」
上本保健福祉課長	はい。今御指摘のとおり、停電の時には使えなくなって支障を来すということなんですが、自家発電につきましては、診療所のほうに整備を行っているところであります。 そちらを活用していきたいというふうに考えております。 以上です。
６　番　森　岡	「議長６番」
議　　長	「６番、森岡健治議員」
６　番　森　岡	分りました。では、緊急時に自家発電が回るんで自動水洗は別段問題ないと、その理解はできてますんで、では自家発電設備の点検整備は必ず行って、常に非常事態でも想定外でしたっていう言葉が出ないようによろしくお願いしたらと思います。 以上です。
議　　長	これで質疑を終わります。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第５２号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議　　長	異議なしと認めます。 したがって、議案第５２号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論　～　なし）
議　　長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論　～　なし）

議　　長	討論なしと認めます。 これから、議案第５２号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立　～　全員）
議　　長	起立全員です。 したがって、議案第５２号「令和２年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第１号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議　　長	日程第１３　議案第５３号「令和２年度松野町介護保険特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂　本　町　長	「議長」
議　　長	「坂本町長」
坂　本　町　長	それでは議案第５３号「令和２年度松野町介護保険特別会計補正予算（第１号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 歳入歳出予算の補正額は、２千２２７万９千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ７億９千２２７万９千円にしようとするものであります。 歳出補正予算の内訳は、職員の人事異動等に伴う人件費の調整として、１款総務費の一般管理費に、一般職に係る給料、職員手当等、合計で３１万５千円を追加するほか、５款基金積立金には、前年度繰越金を財源とする介護保険介護給付費準備基金積立金１千６１４万円、７款諸支出金には、前年度の国庫負担金等の精算に伴う予算措置として、償還金利子及び割引料に、返還金５８２万４千円を追加しております。 これに対応する歳入予算としては、１款保険料６千円を追加するほか、３款国庫支出金４８万５千円、４款支払基金交付金８８万２千円、５款県支出金２４万２千円、７款繰入金３１万５千円、８款繰越金２千３４万９千円を追加しております。

	以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議　　長	これから、本案に対する質疑を行います。 （質疑　～　なし）
議　　長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第５３号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議　　長	異議なしと認めます。 したがって、議案第５３号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論　～　なし）
議　　長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論　～　なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、議案第５３号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立　～　全員）
議　　長	起立全員です。 したがって、議案第５３号「令和２年度松野町介護保険特別会計補正予算（第１号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。 ここでしばらく休憩します。　（１０：５９） （休憩　１０：５９　～　再開　１１：１０）
議　　長	休憩前に引き続き会議を開きます。　（１１：１０）
議　　長	日程第１４　認定第１号「令和元年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」以下、日程番号の順を追い、

議　　長	日程第２０　認定第７号「令和元年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの７議案を一括議題とします。 まず、審議に先立ちまして、決算審議の要領についてお知らせします。 これら７会計の決算を充実かつ能率よく審議するため、決算審議の要領を作成しております。その要領については、お手元に配布しております決算審議要領のとおりでありますので、議員各位の御協力をお願いします。 それでは、まず町長に、一括して７会計の決算の提案理由の説明を求めます。
坂　本　町　長	「議長」
議　　長	「坂本町長」
坂　本　町　長	それでは認定第１号「令和元年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第７号「令和元年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」まで、合わせて７会計の決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 本日認定に付します決算は、一般会計で歳入総額３３億９千５６２万３千１４３円、歳出総額３２億６千１７９万４千１４８円であり、特別会計を合わせた７会計の決算額は、歳入総額５２億５千８８０万７千８２８円、歳出総額５０億８千６２４万１千１１０円となっております。 これらの業務執行状況や会計証拠書類等の決算の内容につきましては、地方自治法の規定によりまして、監査委員の審査に付したところでございます。 榎本、加藤両監査委員におかれましては、去る７月２日から８月２６日までの長期間にわたりまして詳細かつ厳正に審査を実施していただきまして、その御尽力と御苦労に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

	審査結果につきましては決算審査意見書にまとめられておりますが、審査をとおしての御意見や指摘事項については十分な検討を行い、速やかに対応して参りたいと考えております。 さて、各種施策については、「小さな町の大きな挑戦」を町政の基本方針に掲げ、住民が主役、地域が舞台のまちづくり、初心を忘れず改革を恐れず、実利追求、成果重視を施策推進のスタンスとして本町が抱える様々な諸課題に全力で取り組んで参りました。 令和元年度の決算状況は、別冊決算書と主要施策の成果説明書のとおりでございますが、私からは主な決算状況と成果を中心に御説明申し上げます。 まず一般会計では、町の最重要課題である新庁舎建設事業をはじめ、公共施設長寿命化対策に要する経費と普通建設事業費は大幅に増額したものの、本町に未曽有の被害をもたらした平成３０年７月豪雨災害の影響による被災者生活支援に対する経費や農地農林業施設等の災害復旧事業の完了等により、昨年度を下回る決算規模となり、決算収支は１億３千３８２万８千９９５円の黒字決算となっております。 主要財源である地方交付税のうち、普通交付税は、公債費算入額の増に伴い増収となっている一方、特別交付税は、平成３０年７月豪雨災害の災害対策経費の減等の影響により減収となり、地方交付税全体ではわずかな減収となっております。 平成３０年度と比較いたしますと、財源不足額への対応として、昨年度に続いて、財政調整基金の取り崩しを行ったものの、取り崩し額を抑制したことなどから、実質単年度収支は９６０万４千１７３円の黒字となっております。 それではここで令和元年度の予算執行を振り返り重点施策の主な成果について、一般会計を中心に御説明申し上げます。 まず「健やかで生きがいに満ちた“森の国”」では、町民誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしと健康で自立した生活が送らように、

	地域包括ケアシステムの更なる充実に取り組んでおります。 　具体的には、中央診療所及び保健センターの改修と機能強化、医療機器の整備など、医療環境の充実を図り、保健、医療、福祉、介護の連携のもと、生活習慣予防対策事業や各種がん検診事業を計画的に実施し、切れ目のない支援体制の中で健康寿命の延伸に取り組んで参りました。また、子ども医療費助成事業などに引き続き実施するとともに、任意予防接種補助事業の対象をインフルエンザにも拡充するなど、児童に対する福祉支援も推進しております。更に障害者自立支援給付費や障害児通所給付費等の支給に際しましては、対象者の心身の状況や利用意向に応じた適切な支給を行うためのきめ細やかな相談事業を行うなど、身近な地域で安心して暮らせるためのサービス利用支援を行っております。地域包括ケアにおける医療の中核である中央診療所は町民に一番身近な医療機関として、引き続き看護師確保対策と、診療設備の充実に努め、安心して受診や入院をしていただける体制整備に取り組んで参りました。 　次に、「賑わいと活気にあふれた“森の国”」では、農林業や商工業、観光業の活性化に取り組んでおります。 　まず農業分野では、低迷する基幹産業再生のため、担い手の確保と既存特産作物の再生などを目的に、地域おこし協力隊２名の育成支援に取り組んだほか、新規就農者の円滑な就農定着を目的に、農林公社に対して農業研修生の受け入れ体制整備事業を実施しております。また、キウイ花粉精製事業として、収益性の高い特産作物の導入を支援し、農家所得を向上させる施策を展開しております。 　有害鳥獣対策におきましては、獣肉処理加工施設の機能を拡充する改修を行い、ＮＰＯ法人森の息吹と連携し、獣肉の特産品化に積極的に取り組むなど、駆除するだけでなく、地域の資源として有害獣を有効活用していく施策を推進をしております。 　林業分野においては、豊かな森林資源を保全するため、林業担い手対策事業や搬出間伐推進事業により森林整備に対する補助を計画的

	に実施するなど、林業再興に向けた施策を展開して参りました。また、まきステーションと連携し、成熟した森林資源の有効活用や木質バイオマス供給体制の構築、自伐林家の育成などにより森林資源が循環利用される環境整備に取り組んでおります。 商工分野においては、中小企業の経営支援や創業支援による商工業の振興を図るとともに、消費税の引き上げに伴う低所得者と子育て世帯の家庭に与える影響の緩和と地域消費の下支えを目的とした森の国プレミアム付商品券事業を実施するなど、活性化施策を行っております。 観光分野におきましては、地域資源の掘り起こしや観光資源のネットワーク化を目的に、地域おこし協力隊３名と連携しながら、観光ＰＲ体制を構築し、地域住民と連携した活性化施策を展開して参りました。また、森の国戦国絵巻のまちづくりや、松野四万十バイクレースなど予土県境域の歴史文化資源を有効活用した交流施策を行っております。 森の国ホテルと森の国ロッジの滑床観光施設につきましては、民間活力の導入を図り、９月に株式会社サンクレアに譲渡が完了し、３月には森の国ロッジが四万十源流森の国水際のロッジとして生まれ変わり松野町の新たな観光資源としてスタートを切ったところでございます。 次に、「安全で快適な暮らしの“森の国”」では、平成３０年７月豪雨災害での経験を教訓に、南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が懸念されている中で、災害に強いまちづくりに取り組んで参りました。 防災対策では町道や橋梁の改良修繕事業のほか、崖崩れ防災対策事業や集落避難路保全、斜面地震対策事業などを実施するとともに、消防団では第１分団第３部の積載車と第３分団第３部の小型動力ポンプを更新整備しております。また、愛媛県総合防災訓練や防災フェアをとおして、町民の防災への意識啓発を行うとともに、防災ボートな

	どの避難所用防災資機材や備蓄物資の整備を行い、命を守ることを基本とした防災減災の施策を推進して参りました。 　また住環境におきましては、住生活基本計画を策定し、町営住宅の解体や修繕などを計画的に実施し適正管理に努めるとともに、老朽危険空家除去事業や住宅リフォーム補助事業を継続するなど、安心して生活ができる住環境の整備施策を推進をしております。 　更に、松野町一般廃棄物最終処分場を適切に閉鎖するための法面補強事業を実施したほか塵芥処理業務用のパッカー車の更新整備、小型合併処理浄化槽設置整備事業や新エネルギー機器等設置事業費補助事業の継続など、環境衛生の向上にも取り組んでおります。 　次に、「子どもたちの夢が広がる“森の国”」では、「人心緑化の町」宣言と「人権尊重の町」宣言の精神を教育の基本理念として、森の国まつのの豊かな自然や貴重で個性的な歴史文化資源、人材など、地域の特性を最大限活用した教育施策を展開して参りました。 　学校教育では、次代を担う子どもたちの育成と地域課題を解決する教育に取り組み、外国語教育やＩＣＴを活用した教育の充実に努めたほか、地域おこし協力隊とともに、学校教育と社会教育の連携やキャリア教育の推進に取り組んで参りました。 　また、松野東小学校全児童に地域産材の桧を利用した木製の机、いすを配備し、ふるさと松野を守り育てることができる人材の育成に取り組んでおります。こちらの事業につきましては、今後松野西小学校、松野中学校と全学校施設に展開していく予定としております。 　社会教育では、東京２０２０オリンピックの開催におきまして、イギリス領バージン諸島とホストタウンの調印を行っており、今後交流を通じて相互の発展につながる事業を展開して参ります。 　また、公民館活動や人権同和教育に取り組む支援体制の充実、強化など心豊かな人づくりを進める生涯学習社会の形成に努める中、４年ぶりに開催した森の国大運動会、桃源郷マラソン大会や夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会など、各種イベントの開催のほか、スポーツ

	交流センターの改修と設備強化を行うなど、スポーツをとおした人づくり、地域づくり、健康づくりに取り組んだところであります。 　文化振興施策では、国指定史跡河後森城跡環境整備事業を推進するほか、埋蔵文化財の保存活用事業や文化的景観調査事業の実施、地域おこし協力隊と連携した各種歴史文化施設の活用事業などを実施して参ります。 　子育て支援の施策の推進では、４月から町内唯一の保育所として虹の森まつの保育園がスタートしました。集約化により保育体制を強化する中で、保育料などの負担軽減策も継続し、妊娠中から、乳幼児期、就学後の学校教育と一貫して、きめ細やかな支援を行い、本町で産み育てたいと願う若者が増加する施策に取り組んで参りました。 　次に、「揺るぎない行財政基盤の“森の国”」では、まずは事業の効率化と重点化、財源確保に取り組み、危機感を持った財政運営に徹し、将来的に持続可能な行財政基盤の確立に努めて参りました。 　森の国の創生に向けた協働によるまちづくりを推進するため、各機関や関係者等構成委員といたしますまちづくり委員会を開催し、委員会の意見を踏まえた第２次松野町人口ビジョン及び第２次森の国まつの町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をしております。 　また将来の人口ビジョンを見据え、生産年齢人口の増加を目的に、定住住宅建設奨励金や結婚祝金などの若者定住施策を継続して実施するとともに、ＵＩＪターン支援活動として、都市圏で開催される移住フェアにも定期的に参加し、移住施策を展開して参りました。 　喫緊の課題であります新庁舎建設については、防災拠点の役割を果たすとともに、住民生活に密着し、町民と協働でまちづくりを行うための拠点となる庁舎の早期完成を目指し、「みんなが集まれる庁舎を作ろう」をテーマにした町民ワークショップや町内１０部落での座談会を開催し、町民に理解を深めていただきながら、実施設計業務を推進して参りました。 　また新庁舎への移転を見据え、ファイリングシステム導入支援事業

	を実施し、公文書の適正管理による事務の効率化に取り組んでおります。 更に、町民の御理解と信頼を高めるため計画的な職員研修の実施により自己啓発を促し、役場職員の資質改善、問題解決能力と危機管理能力の向上に取り組んで参ります。 以上、重点施策を中心に主な施策の成果について御説明申し上げました。 続いて特別会計の決算状況について概略を御説明申し上げます。 まず、国民健康保険特別会計は、歳入総額６億２千２７６万７千７３０円に対し、歳出総額５億８千５９３万９千８１円で、差引３千６８２万８千６４９円の黒字となり、国民健康保険中央診療所特別会計は、歳入総額３億８５９万６千５７２円、歳出総額３億６８９万３千１０１円で、差引１７０万３千４７１円の黒字であります。 簡易水道特別会計は、歳入総額１億１千６０７万７千２２円、歳出総額９千６３０万６０円で、差引１千９７７万６千９５８円の黒字決算となっております。 住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入総額２９３万１千９４３円に対し、歳出総額４千４５７万２千８８５円で、平成１９年度からの累積赤字もありまして、貸付金の収入額が公債費の返済額に達しなかったことから、４千１６４万９４２円の赤字決算となっております。 誠に申し訳なく深くおわび申し上げますとともに、引き続き貸付金回収に向けた取り組みを強化する所存でございます。 次に、介護保険特別会計は、歳入総額７億４千８８３万５千２１６円に対し、歳出総額７億２千８４８万４千２４５円で、差引２千０３５万９７１円の黒字、後期高齢者医療保険事業特別会計は、歳入総額６千３９７万６千２０２円に対し、歳出総額６千２２５万７千５８６円で、差引１７１万８千６１６円の黒字決算となっております。 以上が特別会計の説明でございます。

	今後も、全職員が一丸となり、限られた財源をより有効に活用するとともに、行財政改革を徹底し、財政健全化に取り組んで参る所存でございますので引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。 なお、全会計の詳細につきましては、会計管理者から説明をいたします。 よろしく御審議を賜り、認定いただきますようお願い申し上げます。
議　　長	町長の提案理由の説明が終わりました。 続いて、会計管理者兼出納室長から７会計全てにわたり、総括説明を受けることにします。
大谷会計管理者兼出納室長	「議長」
議　　長	「大谷会計管理者兼出納室長」
大谷会計管理者兼出納室長	それでは令和元年度全会計における歳入歳出総括を説明申し上げます。 先ほどの町長からの提案説明と重複する部分もございますが、主要施策の成果説明書により、決算の概要について御説明をいたします。 １ページでございますが、これは一般会計と特別会計を合わせた全７会計の決算の総括表であります。各会計別の内容につきましては、次のページで説明させていただきますのでお目通しをいただきたいと存じます。 ２ページをお開きください。 この表は会計別決算状況一覧表で、前年度と比較をしながら、歳入歳出差し引きと収支内容をまとめたものでございます。 まず一般会計でございますが、令和元年度の歳入決算額、３３億９千５６２万３千１４３円、歳出決算額は３２億６千１７９万４千１４８円であります。差引１億３千３８２万８千９９５円の繰越額となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は１億９８５万１千９９５円となります。

	一般会計の歳入総額は、前年度対比１億１００万円の減額となっております。資料にはありませんが、歳入の減額の要因となるものが、いずれも概算額で、県の支出金９千８００万円の減額、繰入金２千８００万円の減額、寄附金２千万円の減額などが主なものでございまして、一方では町債が２千４００万円の増額、町税が９９０万円の増額などとなっております。 一般会計の歳出総額につきましては、前年度に対して１億１千８００万円の減額でありまして、減額の主なものにつきましては、負担金補助及び交付金が１億４千７００万円の減、投資及び出資金が３千万円の減、委託料が２千５００万円余りの減額となる一方で、工事請負費が６千８００万円の増、償還金利子及び割引料が２千５００万円余りの増額となっております。一般会計の欄の中ほどに掲載をいたしております実質収支額から前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支は、５７９万１千２０７円となります。財政調整基金につきましては、５千３８１万２千９６６円の積み立てと５千万円の取り崩しによりまして、実質単年度収支は９６０万４千１７３円の決算額となります。なお財政調整基金の年度末残高は８億５千１１５万円でございまして、前年度対比３８０万円の増額となっております。 次に、国民健康保険特別会計でございます。歳入６億２千２７６万７千７３０円、歳出５億８千５９３万９千８１円、差引並びに実質収支額が、３千６８２万８千６４９円で、前年度実質繰越金を差し引きました単年度収支は１千７４９万１千８５０円、国民健康保険財政調整基金は９７９万１千６８２円の積み立てによりまして、実質単年度収支については、２千７２８万３千５３２円の決算額となっております。 中央診療所特別会計は、歳入３億８５９万６千５７２円、歳出３億６８９万３千１０１円で差引１７０万３千４７１円、前年度実質繰越金を差し引いた実質単年度収支は６８万５千１４２円の決算額となります。

	簡易水道特別会計については、歳入１億１千６０７万７千２２円、歳出９千６３０万６４円でありまして、差引並びに実質収支額は１千９７７万６千９５８円となり、前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支は、２３１万７千５９円、財政調整基金の積立分を加えた実質単年度収支については、１千１３８万５千９３６円の決算額であります。 住宅新築資金等貸付事業特別会計については、歳入２９３万１千９４３円に対し、歳出は４千４５７万２千８８５円で差引並びに実質収支額は４千１６４万９４２円のマイナス、実質単年度収支５３万４千２７９円の赤字決算となるものであります。 介護保険特別会計については、歳入７億４千８８３万５千２１６円、歳出７億２千８４８万４千２４５円で、差引並びに実質収支額は２千３５万９７１円、前年度実質繰越金を差し引き基金の積み立て及び取り崩しによりまして、実質単年度収支は３３８万７千９８４円の決算額となります。後期高齢者医療保険事業特別会計は、歳入６千３９７万６千２０２円、歳出６千２２５万７千５８６円で、差引１７１万８千６１６円となり、実質単年度収支については、２８万７千９２円の決算額であります。 以上、全会計の合計は歳入５２億５千８８０万７千８２８円、歳出５０億８千６２４万１千１１０円、差し引き１億７千２５６万６千７１８円でありまして、単年度収支については、１千７８４万５千１６５円、財政調整基金等の増減分を含めた実質単年度収支は、５千２０９万９千５８０円の決算額となるものであります。 ３ページをご覧ください。 この表は一般会計の款ごとの決算状況でありまして、款ごとに予算現額の項目から予算現額と収入済額との比較までを掲載いたしております。 この中で収入未済額の合計１千７０２万７千５２３円については、町税と住宅使用料の未収分となっております。下段にあります歳出に

	つきましては、款ごとに、予算現額の項目から予算現額と支出済額との比較までを掲載いたしております。また右側の円グラフにつきましては、歳入及び歳出の款ごとの占める割合を表しておりますのであわせてお目通しをいただきたいと思います。 ４ページは、一般会計の節ごとの決算状況であります。 前年度と比較しまして、増減率の高いもの、あるいは金額の増減の大きいものについて見てみますと、１３節委託料は、対前年度２千５００万円余りの減額となっておりまして、その要因といたしましては、廃棄物処分等委託料４千１００万円の減額、滑床観光施設指定管理料３千５００万円の減額が主なものでありまして、一方では新庁舎建設関係委託料６千８００万円が増額となっております。１５節の工事請負費については、対前年度６千８００万円の増額となっております。元年度の主な事業につきましては、工事費のベースで、一般廃棄物最終処分場法面補強工事４千８９３万円、町道葛川富岡線改良工事４千４２万円、スポーツ交流センター大規模改修工事３千７１１万円、獣肉処理加工施設改修工事２千７９３万円、その他、起債対象事業につきましては、成果表の６ページから８ページの地方債発行一覧表に掲載いたしておりますのでお目通しをいただきたいと存じます。 １９節の負担金補助及び交付金は対前年度１億４千７００万円の減額となっておりまして、その要因といたしましては、宇和島地区広域事務組合負担金７千１００万円の減額、町経営体育成支援事業助成金８千７００万円の減額など、平成３０年７月豪雨災害関連の支援金等の減額が主なものとなっております。２４節の投資及び出資金につきましては、まちづくり松野出資金３千万円の減により、減少率が高くなっております。 ５ページをお開きください。 地方債現在高の状況であります。 元年度発行額の合計は、表の中段の小計の欄にありますように、一般会計では４億４千６７万１千円、表の下段にあります中央診療所特

	別会計では３千６９０万円、合計４億７千７５７万１千円であります。一般会計の元利償還額については、３億８千９７５万７千円でございますが、そのうちの８０．８％、金額にすれば３億１千５０３万８千円が地方交付税で還元されておりますので、実質の町負担額は７千４７１万９千円となります。なお一般会計の年度末起債残高は４４億３千５３５万１千円となり、前年度比６千４３１万５千円の増額となっております。１番下の合計欄で特別会計を合わせますと、元利償還額は４億７千９４５万円で、年度末起債残高は４８億９千４４６万１千円となり、前年度に比べて、２千３３４万６千円の増額となります。 ６ページから９ページにかけましては、元年度に実施しました起債対象事業について、起債区分ごとにまとめておりますのでお目通しをいただきたいと存じます。 １０ページから１１ページは参考といたしまして、過去１０年間の会計ごとの決算状況を掲載いたしておりますので、これについてもお目通しをいただきたいと存じます。 １２ページは月別の収支一覧表でありまして、全会計において、４月から出納整理期間の翌年の５月末まで、月毎の収入、支出額等について、掲載をいたしております。収入の多い月につきましては、交付税の受け入れ、また、基金繰替による収入、また起債の借入が主なものでありまして、支出の多い月につきましては、起債の償還また各種事業の支払いなどが主なものとなっております。 次に１３ページの上段でございますが、一時借入金の状況を掲載いたしておりますが、元年度の借入実績はございません。下段の基金繰替運用については、一時的な歳計現金不足に対応したものでありまして、年間７件、金額にして延べ７億７千万円を基金会計から一般会計に繰替えて運用いたしております。 １４ページから１５ページにかけましては、定額資金運用基金の運用状況であります。内容に増減のあったものだけ御説明をいたしま

	す。１４ページ１番目の愛媛県収入証紙購入基金は、基金総額５０万円により運用するもので増減分を合わせまして４１万１千５６４円の証紙を取り扱っております。１５ページの４番目の、肉用牛貸付に係る基金は預金利子分の増額、６番目の土地改良区運営支援基金についても預金利子分の増額となっております。 １６ページ以降につきましては、１款議会費から款項目別に、決算成果並びに実績について掲載をいたしております。 内容につきましては、所管の委員会において、それぞれ担当課より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げ、以上で総括説明を終わります。
議　　長	全会計にわたる、会計管理者兼出納室長の説明が終わりました。 続いて、榎本代表監査委員から、決算審査の報告を受けることにします。
榎本代表監査委員	「議長」
議　　長	「榎本代表監査委員」
榎本代表監査委員	議長のお許しをいただきましたので、地方自治法の規定によりまして、令和元年度、松野町一般会計決算書及び特別会計６会計並びに、基金の運用状況等につきまして、加藤監査委員とともに審査をいたしましたので、別紙のとおり御報告をいたします。 時間の都合もございますので、審査意見書のむすびの主な要点等を朗読して御報告に代えさせていただきます。なお先刻の町長、会計管理者との御説明と重複する点があろうかと思われますがよろしくお願いいたします。 それでは審査意見書２９ページのほうをお開き願ったらと思います。 我が国の社会経済情勢は海外経済の減速等を背景に、外需が弱いものの、雇用所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復をしておりますが、人口減少、少子高齢化、地方の疲弊など、社会構造が変化している中、生産性の向上により潜在成長率を高め、住民ニーズ

	の多様化、高度化による地方創生への取り組みが必要とされております。元号が平成から令和に変わり飛躍が期待されるところでありましたが、自然災害の多発、更には新型コロナウイルス感染拡大により、新たな苦難に直面している状況であります。 　そういった中で、本町では防災交流拠点としての新庁舎整備事業の推進をはじめ、森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられました各種の事業を展開され、防災減災対策、自治コミュニティの支援、農林業や商工業、観光業の活性化、移住定住の促進、子育て環境、健康福祉の充実など地方創生と町が抱える懸案事項への対処がなされているところでございます。 　これまで、町民の福祉の増進や健康づくり、スポーツの振興施設をはじめ、文化振興や農業振興の各施設が随時整備をされて、自然を生かした観光施設は交流人口の増大等、地域に多大な波及効果をもたらせてきたところでありますが、御案内のとおり、滑床観光施設は、民間へ管理運営を譲渡され、今後は、その民間企業とともに魅力ある滑床渓谷になることを期待するものでございます。 　令和元年度各会計の歳入歳出決算についてでございますが、会計管理者所管の関係諸帳票は厳正に経理をされ、正確であることを確認をいたしました。 　一般会計特別会計の歳入総額は５２億５千８８０万７千８２８円、歳出総額は５０億８千６２４万１千１１０円、差引１億７千２５６万６千７１８円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引きました実質の収支額は１億４千８５８万９千７１８円となり、単年度収支は１千７８４万５千１６５円の黒字決算となっております。 　一般会計の歳入総額は３３億９千５６２万３千１４３円で、歳出総額は３２億６千１７９万４千１４８円で、差引残高は１億３千３８２万８千９９５円となっております。 　単年度収支は５７９万１千２０７円の黒字決算となり、財政調整基金の積み立て及び取り崩しによりまして、実質の単年度収支も９６０

	万４千１７３円の黒字となっております。 歳入では、町税が２億９千５１万３千９５８円徴収をされております。 町税全体の滞納繰越額は、近年減少傾向となっております。このことにつきましては、愛媛地方税滞納整理機構など関係機関との連携による効果であります。地方交付税につきましては、起債償還金の増に伴いまして、公債費算入額は増額となっている一方、平成３０年７月豪雨災害によります、災害対策経費の減等によりまして全体では、対前年度比９９７万円の減となっている状況でございます。 公債費は、新庁舎建設事業に係る事業債や過疎債及び辺地債の増など、起債発行額は４億４千６７万１千円となっております。 歳出では、予算執行率が８８．８％で不用額が１億８千９３７万５千８５２円生じております。主なものにつきましては、総務費では災害時情報伝達システム策定委託料、これを始めとしまして、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費、災害復旧費の各事業費でございますが、総体的に入札等の執行に伴います経費の抑制のほか、常時冗費の節約に努められた成果とはいえますが、一部、事業の未執行によりまして、不用額が発生している状況ではあります。 歳出構成につきましては、公債費３億８千９８３万４千円をはじめとしまして、人件費、扶助費の義務的経費が１２億３千９３４万円で３８．１％を占めております。 投資的経費は、前年度に比べ１億５千４８万１千円増の７億２千４４６万８千円となっております。これは災害復旧費につきましては、減額はしていますが、庁舎建設事業費や施設改修費等の増額によるものであります。 その他の経費につきましては、１２億９千７９８万６千円で、支出総額の３９．８％に当たり、前年度に対して、２億４千６９０万４千円の減額となっております。その主な要因につきましては、補助費等で７月豪雨災害によります各補助金や観光施設の指定管理者への出

	資金の減額などであります。 　続きまして特別会計の状況でございますが、まず国保会計につきましては、３千６８２万９千円の黒字決算で、単年度収支も１千７４９万２千円、実質単年度収支も２千７２８万４千円の黒字決算であります。 　保険給付費は、４億４千５７９万３千９７５円で、１人当たりの給付額は４３万４千４９７円となっておりまして、前年度より１５．７％増加をしている状況でございます。 　なお特定健康診査の受診率でございますが、４７．６％と、県内では上位に位置をしておりますが、設定をされた目標値に近づけるよう保健衛生業務との連携によりまして、予防活動等を更に推進されたいものでございます。 　収入未済額につきましては、前年度に比べ１４２万７千２７６円減少はしておりますが、新たに２８４万４千８００円の滞納が発生しております。 　続きまして診療所会計でございますが、１７０万３千円の黒字決算となっております。単年度収支及び実質単年度収支も６８万５千円の黒字となっております。 　事業収支は５千１０９万２千円の赤字決算となっておりますが、診療所箇所数等で算定されます普通交付税を財源とします一般会計繰入金３千５４０万円、及び患者数減少に伴う収支補填分や経年劣化等によります施設整備費などにより１千８００万円を繰り入れ、事業収支は２３０万８千円の黒字となっております。 　医業分業により、医業費支出の割合は低くはなっているものの、今後、厳しい経営なることが予想され、プライマリケアとして、また地域包括ケアにおける医療の核として地域の保健、医療、福祉機能を十分に発揮され、町民のかかりつけ医療機関、健康づくりの拠点施設として、先刻の森岡議員さんの一般質問に対する町長答弁のとおり、引き続いて医療の充実と安定経営に期待するものでございます。

	続きまして簡易水道会計でございますが、１千９７７万７千円の黒字決算となっており、単年度収支は２３１万７千円、実質単年度収支、１千１３８万６千円とそれぞれ黒字となっております。今後は施設の老朽化等によりまして、投資費用が見込まれることから、安定した会計運営に努められたいものでございます。 水道使用料の滞納額は前年度より減少しているものの、１千５９万６千７７０円となっておる状況でございます。 続きまして住宅新築資金等貸付事業会計でございますが、歳入不足が４千１６４万９４２円生じ、繰上充用をされているところでございます。滞納額のうち１９２万９千１４７円徴収をされ、新たに５４万８千３１１円の収入未済額が発生をしており、滞納金額は８千７７万５千３７８円となっております。 続きまして、介護保険会計でございますが、１億２千８５８万円の繰入れをされ、実質収支額は２千３５万１千円の黒字決算となっております。単年度収支は８１９万３千円の赤字ですが、実質単年度収支は３３８万８千円の黒字となっております。 滞納状況につきましては、６６万８千８００円が徴収をされ、新たに１４２万７千８３０円の収入未済が発生し、滞納総額は２７８万３千４６円となっている状況でございます。 最後に後期高齢者医療保険会計でございますが、１７１万９千円の黒字決算であり、単年度収支及び実質単年度収支は、２８万７千円の黒字となっております。 滞納繰越分は全て収納されておりますが、新たに８万４千８３０円の収入未済が発生をしております。 続きまして、財政健全化を示す指標でございますが、経常収支比率は前年度より２．３％改善し、８６．８％となっております。改善された要因としましては、歳出では、豪雨災害に伴う人件費が平年並みになったことや、観光施設指定管理料の減額などが挙げられます。 歳入では、森林環境譲与税の創設や企業の設備投資に伴う固定資産

	税の増収などが挙げられます。 　中学校建設事業など、大型建設事業の元利償還や更に新庁舎建設事業に伴い、指標は悪化傾向になることが予想されますが、起債発行の抑制や内部管理経費等の削減にも取り組まれたいものでございます。 　財政力指数につきましては、昨年度と同数値の０．１６８となり、今後もほぼ横ばい状態が続くものと思われます。 　実質公債費比率につきましては、前年度より０．５％悪化をし４．８％となっております。平成２０年度には要注意の数値を超えておりましたが、翌年度からは要注意の数値以下で推移をしております。しかし近年の大型建設事業に伴う多額の起債発行等によりまして数値は悪化するのではないかと予想しております。 　最後に公有財産についてでございますが、遊休施設につきましては、老朽化等によりまして、周辺環境面など、地元の皆さん方と処分等も含めまして検討されたいと思います。 　学校、保育園の管理につきましては、安全対策及び校舎内外の維持管理はもとよりでございますが、新型コロナウイルス感染予防も基本に沿った予防対策がなされております。 　今後発生が予想されております南海トラフ地震や自然災害など防災体制を更なる強固なものにされますよう願うものでございます。 　今日本町におきまして、少子高齢化や人口減少、先行き不透明な経済動向、地方分権の進展や、更に新型コロナウイルス感染予防対策など町政を取り巻く環境が大きく変動する中で、行政の果たす役割はますます重大さを増すと思われます。 　１年延期となりました東京オリンピック・パラリンピックの海外選手と住民との交流事業でホストタウン自治体の本町は、グローバルな事業が更に推進されるものと期待されるところでございます。 　そういった中で、町民の生活と福祉の向上のため、森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略などの事業によりまして、「小さな町の大きな挑戦」を方針としました、「住民が主役、地域が舞台のまちづく

	り」、「初心を忘れず改革を恐れず」、「実利追求、成果重視」これをスタンスに、住んでよい町など安全安心で環境と調和のとれた「浪漫ちっくシアター森の国松野」の創造と発展のため、全職員が一丸となって広い視野と英知を結集されますよう期待するものでございます。 不慣れで、お聞き苦しい点が多々あったことだと思われますが、以上で御報告を終わりといたします。 御清聴ありがとうございました。
議　　長	代表監査委員による、決算審査の報告が終わりました。 これより、決算内容に対する質疑を行います。 質疑は、会計別に行いたいと思います。 まず、認定第１号「令和元年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。 （質疑　～　なし）
議　　長	質疑なしと認めます。 続いて、認定第２号「令和元年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。 （質疑　～　なし）
議　　長	質疑なしと認めます。 続いて、認定第３号「令和元年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。 （質疑　～　なし）
議　　長	質疑なしと認めます。 続いて、認定第４号「令和元年度松野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。 （質疑　～　なし）
議　　長	質疑なしと認めます。 続いて、認定第５号「令和元年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。 （質疑　～　なし）

議　　長	質疑なしと認めます。 続いて、認定第６号「令和元年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。 （質疑　～　なし）
議　　長	質疑なしと認めます。 最後に、認定第７号「令和元年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。 （質疑　～　なし）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で質疑を終わります。 お諮りします。 ただいま議題となっております、認定第１号から認定第７号までの各決算は、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。 御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議　　長	異議なしと認めます。 したがって、本決算は各常任委員会に付託することに決定しました。
議　　長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。　（１２：０４）
議　　長	本日は、これで散会します。　（１２：０４）